田平まちづくり協議会公用車貸出規程

（目的）

第１条　この規程は、田平まちづくり協議会（以下「協議会」という。）が所有する公用車を町内の団体等に貸出すことにより、住民活動の活性化を図り、豊かで住みやすいまちづくりに寄与することを目的とする。

（貸出車両）

第２条　貸出をする車両は、軽トラック・軽箱バンとする。

（貸出対象者）

第３条　公用車の貸出の対象となる団体は、次のとおりとする。

(1)　各自治会

(2)　田平町内で広く地域住民に利益を還元する公益性・公共性の高い活動を行う地域コミュニティ団体及び市民主体の団体

(3)　その他会長が適当と認めた団体

（貸出対象活動）

第４条　公用車の貸出の対象となる公益活動は、前条に掲げる団体が行う市民活動とし、次に掲げる活動とする。

(1)　地域清掃など環境美化活動

(2)　まちづくり活動や田平町の活性化につながる活動

(3)　その他会長が適当と認めた活動

（運転者の条件）

第５条　貸出しする公用車を運転する者は次の条件をすべて満たす者とする。

(1)　事前に申請し、許可を受けた者

(2)　過去３年以内に違反により免許停止の処分を受けていない者

(3)　過去３年以内に人身事故を起こしていない者

(4)　免許取得５年以上の経験を有する者

(5)　自身が加入する自動車保険（他車運転特約）で事故の賠償を行うことができる者

（貸出の申請）

第６条　公用車の貸出しを受けようとする場合は、原則として使用予定日の２週間前までに協議会貸出公用車使用許可申請書兼誓約書（様式第１号）に運転者の運転免許証の写しを添えて、本協議会に申し込むものとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（貸出期間及び貸出時間）

第７条　公用車の貸出しの期間は、本協議会の業務の支障のない範囲において、1 日以内とする。ただし、年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）の貸出しは行わないものとし、貸出時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（転貸の禁止）
第８条　貸出しの許可を受けた者は、いかなる場合も転貸してはならない。

（安全運転の義務）
第９条　運転者は、交通関係法令を遵守し、安全な運転に努めなければならない。

（貸出の取消し）
第 10 条　次に該当する場合は、貸出しの許可を取り消すことが出来る。
(1)　急を要する本協議会業務が発生した場合
(2)　自動車が故障をした場合
(3)　虚偽の申請をした場合
(4)　その他、特別の事情がある場合

（利用料等）
第 11 条　公用車の利用料は、無料とする。ただし、消費した燃料は補充し、返却するものとする。

（貸出条件）
第 12 条　公用車の使用にあたっては、次に掲げる事項を貸出しの条件とする。
(1)　公用車の借受け及び返却は、業務に支障のないように速やかに行うこと。
(2)　公用車の使用前には、運行前点検を行い、使用後は清掃の上、所定の場所に納車すること。

（事故の対応）
第 13 条　車の運転により人の死傷又は物の損壊を伴う事故が発生した場合は、ただちに次の措置を取らなければならない。
(1)　負傷者がいる場合は、適切な救護に努めること。
(2)　速やかに警察に通報、あるいは届け出ること。
(3)　本協議会の事務局に連絡し、その指示を受けること。
２　人の死傷、物の損壊を伴わない自損事故が発生した場合は、速やかに協議会事務局に連絡し、その指示を受けなければならない。

（損害賠償等）
第 14 条　使用団体及び運転者は、事故等により第三者に損害を与えたときは、当該交通事故が早期かつ円満に解決できるよう協議会の指示に従い、誠意を持って協力しなければならない。
２　使用団体及び運転者は、貸出公用車を損傷又は滅失したときは、使用者の責任において、その損害を賠償しなければならない。
３　貸出公用車の使用により、協議会が損害賠償責任を負った場合は、協議会は、使用団体に対して、次の各号に掲げる費用を除き、当該費用を使用団体に求償するものとする。
(1)　協議会が加入している自動車保険で補填される部分
(2)　協議会の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償責任に関する部分

（協議事項）

第15条　本規定に定めのない事項について、又は本規定に疑義が生じた場合は、協議の上解決するものとする。

附則

（施行期日）

この規程は、令和７年４月22日から施行する。

様式第１号

協議会貸出公用車使用許可申請書兼誓約書

年　　月　　日

住　　所　平戸市田平町　　免　　番地

団 体 名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

協議会公用車貸出しに関する規程に基づき、下記のとおり申請及び誓約します。

記

利用日時	年　月　日(　)　時　分～ 年　月　日(　)　時　分
利用目的	
利用車両	登録番号(　　)

使 用 に 関 す る 誓 約 書

1　使用期間中は、道路交通法を遵守します。
2　万一事故等で使用車両を損傷又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償に要する費用のうち、協議会が加入している保険で補填できない部分はすべて申請者又は運転者が負担します。
3　公用車に搭載した荷物等の損害、破損及び事故等については、すべて申請者又は運転者が負担します。
4　貸出車の使用前に車両の安全点検を行った上で運転を行います。
5　使用内容に変更又は使用を取り消すときは速やかに申し出ます。
6　使用後は、燃料を補充し、清掃の上返却します。

	氏名・年齢	告知事項
運転者	(　　歳)	過去３年以内に違反により免許停止処分を受けていません。(はい・いいえ) 過去３年以内に人身事故を起こしていません。(はい・いいえ) 免許取得後５年以上の運転経験を有します。(はい・いいえ)
	(　　歳)	過去３年以内に違反により免許停止処分を受けていません。(はい・いいえ) 過去３年以内に人身事故を起こしていません。(はい・いいえ) 免許取得後５年以上の運転経験を有します。(はい・いいえ)

※運転免許証の写しを添付してください。

□ 上記の説明を受け、写しを受け取り承諾しました。

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿